

社団法人 東京都社会保険労務士会

中央支部会報

社 労 士 改 造 論

支部長 小 山 昇

最近世間では、日本列島改造論の論議が沸騰しています。

その発想の主意は、都市集のデメリットをメリットへ改めようとするものです。

大都市の過密、公害、物価の上昇など、表日本と裏日本のアンバランスの現状を、都市と農村の人達に生きがいのある生活環境で、豊かな暮らしのできる社会を、具体的に、長期的に建設して、民族の活力と日本経済のたくましい余力を、日本列島全域に向け展開するものと述べられています。

そこで私は、前記の改造論の課題と同様に、社労士の現状をメリット豊かなものに改造すべき時点が現在であろうと思うわけです。

すでに本部総会において、スローガンの一つとして、法改正による強制会確立の方針を裁決していま

す。私は正に時宜を得たスローガンと高く評価する一人であります。

すでに社労士法制定より満4年の歳月が過ぎ去りました。私達は国家資格による労務管理の専門家です。その権威と誇りを堅持し、強制会確立の目的達成にあたらねばならないと考えます。

それには、日常、基本的な考え方として、社労士法第1条の目的を良く理解し、第2条の第1、2、3号業務を適正に遂行し得る「業務改善」に努力し、「至誠奉仕の精神」を忘れずに、高度な専門的知識を十分発揮し得る体質に改造し、プロのみに精通することであろうと思います。

すなわち、メリットは自分達一人一人の手でつくりあげるべき心構が必要ではないのでしょうか。

新緑の川治に気炎あがる

副支部長 小口 隆明

わが中央支部結成以来、待望の懇親旅行会が去る5月新緑けぶる川治で催された。顧みて、支部発足後初めての試みであったこの旅行会は、公害の東京ではかつて味わい得なかったほどの、フランクなスキップを感じとり、極めて有意義であった。

5月16日 午後2時、東武浅草駅集合、超特急ロマンスカーは、さながら貸切車の観。午後4時50分川治温泉一柳閣到着。緑滴の新湯で公害を洗い流し、午後6時から月例会、終って懇親会に入った。

5月17日 せせらぎの音に目をさまし、それぞれ以下のスケジュールにより、レジャーを楽しんだ。

○ゴルフ会組 一柳閣の法人メンバーで、川越えの変化コースに大天狗・小天狗の怪腕？が唸る。

○日光廻り組 午前9時30分から午後4時まで終日コースの日光中禅寺湖廻りの遊覧バスは、サム

ライどもを乗せてワイワイガヤガヤ。窓外に展開する洗われたような新緑に目を奪われるとともに、谷あいを通れるオキシゲンドただ今ゼロの山風が、老化現象をきたした血脈を若返らせる。あの辺に、別荘を建てたい、と誰かが叫ぶ。

○マイホーム組 「カーちゃんゴメンね」の先生方は、旅館好意の早飯を頼張って、帰心矢のごとく、一路ロマンスカーの人となり、再びスモッグの東京へ、そして仕事、仕事。ご苦労サン。

○参加者数 33名

以上の旅行を終え、多士済々のわが中央支部会員は早くも次回のために、費用の積立制が建議されるなど、忙中閑あり、の余裕と熱意を示している。なお、旅行会にご配慮を賜った諸先生に感謝します。

中央支部の団結

私達の生存している社会は「いきもの」であると云えます。つねに進歩し、発展し、昨日の目新しいことは、今日ですすでに当然の事となり、明日には陳腐化するかも知れません。社労士の一人一人も、つねに、社会、経済の進展と共に歩調を揃えて進むことを必要とします。社労士として適格性を高め、会員相互間の和と福祉に貢献し、職域の確保に値するため、ここにしっかりとした組織体の確立が望まれるわけです。組織活動の基盤は、良い人間関係であると確信いたします。人間であっても人間関係がないことがあります。ここに甲と乙という見ず知らずの人がいる場合、この二人は人間であるが、言葉

をかけないし、話し合いをしない。意思の疎通がない。しかし二人の間に何かのきっかけで話し合いを始め、天候、学校、生活、郷里の話、趣味の話等により、両者の信頼感と親和感が増すことによって、次第に一身同体的になることがあります。この様に両者の間に結びつきが発生することを人間関係が強いと云います。「中央支部の団結」その根底となるものは、単なる人間と人間の関係ではなくお互いに親密感を持ち合う場として、月例会等の支部活動には、声をかけあい一人でも多くの人が自主的に参画し、しっかりとした支部の団結の意欲を創出する努力をする事が大切であると思います。(石原)

支 部 活 動

①月例会 (各回とも中央労働基準協会会議室)

5・16 PM 2:00 新年度支部幹事紹介に続いて労働保険指導員業務内容説明および監督署内相談コーナー設置打合せ等を協議

6・13 PM 2:00 労働保険指導員身分証明書交付。大沢次長、安藤業務・前田労災課長説明

6・16 懇親会を兼ね川治温泉へ一泊旅行

7・14 PM 2:00 小山支部長の「社労士業務の進め方」の講演(本部より戒田会長出席)

9・14 PM 2:00 永山武夫早大教授「時間短縮問題」の講演。時宜を得た演題で熱心に聴講す

②幹事会 (いずれも協会本部にて)

5・8 PM 1:30 本部総会議題打合せ

6・7 PM 2:00 労働保険指導員その他

7・5 PM 2:00 指導員巡回中間報告等

7・10 PM 2:00 常任支部長合同会議の報告と石原本部事業部長より事業活動へ協力方要請

9・6 PM 5:30 常任部長合同会議の報告

③正副支部長会議 (毎回とも小山支部長事務所)

5・1、5・30、6・28、9・4

④支部会報会議 (いずれも本部会議室にて)

5・29、6・6、9・6

⑤その他の記事

◎新会員紹介 (敬称略)

4・1 安心院敏幸 (安心院社会保険労務管理事務所)

” 佐川捨男 (佐川労務管理事務所)

” 桜井昌二 (桜井労務管理事務所)

6・13 櫻田光助 (労働社会保険事務所)

6・30 込山元喜 (中央労務コンサルタント)

7・24 山本辰義 (山本経営労務事務所)

8・9 井関勝一 (井関会計事務所)

以上よろしくお付き合いのほどお願いします。

◎労働保険年度更新応援

6・1～3 中央監督署相談コーナー (10名)

6・21～7・10 労働保険指導員委嘱 (20名)

◎社会保険算定届応援

恒例により、下記社会保険事務所へ応援出張

魏町へ 12名 (8・1～12)

神田へ 18名 (8・1～16)

日本橋へ13名 (8・1～10)

京橋へ 16名 (8・3～15)

◎労務管理無料相談所開設

労基法制定25周年行事に3名参加 (渋谷東急店)

◎支部会報第3号 (6・15付) 発行。

◎会員消息

秋田親二氏、佐川捨男氏、福田博氏はいずれも胃潰瘍をわずらわれ、療養に専念されておりましたが、このほどご全快され、再び第一線で活躍中。

〔訃報〕

後藤秀夫氏 (48才) 9・5 ご急逝 (中央監督署第一方面主任監督官)

千葉こん氏 (82才) 8・31 ご他界 (中央監督署千葉署長ご母堂)

謹しんでご冥福をお祈りします。(小山・永瀬)

就業規則の作成とその勘どころ(第2回)

柏 木 高 美

IV 常時10人以上の解釈

「常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成(変更)した場合は行政官庁に届け出なければならない。」ことになっています。

そこで、常時10人以上の労働者を使用するという文言の解釈ですが、それは「時としては、10人未満になることはあっても、状態として10人以上の労働者を使用している」という意味であります。

したがって、常時は8人であるが、12月は忙しいからアルバイトを3人雇うといったところは該当しませんが、常用としての労働者は8人であるが、季節に関係なく常時3人のパートタイマーを雇っているといったところでは常時10人以上の労働者を使用していることになります。

次に、常時10人以上の労働者を使用しているか否かは、企業単位にみるべきか、個々の事業場単位にみるべきかという問題もありますが、この点については、①労働基準法(第8条)は事業場ごとに適用されることになっていると解されること。②同法(第90条)は就業規則の作成(変更)手続として、労働者の団体的意見の聴取を事業場単位に行なわせることとしていること。を合わせ考えれば事業場単位に判断すべきでありましょう。

たとえば、S社は常時30人の労働者を使用しているが、東京の本社は16人で、地方に営業所が2カ所あり、それぞれ7人ずつ勤務しているといったケースにおいては、作成、届出の義務は本社だけであり、営業所はいずれもその義務はないことになります。しかし、この営業所2カ所についても法第89条の趣旨からみて就業規則を作成して届出することが望ましいことはいうまでもありません。

V 一事業場二以上の就業規則

最近の傾向として、若年労働力の不足と作業の単純化などによって家庭の主婦等を対象とするパートタイマーを雇用するところが増加し、社会保険労務士に対する臨時雇用者やパートタイマーなどに適用する就業規則作成に関する相談もまた増えつつあります。

中小企業の中には、これら臨時やパートタイマーを雇用しながらも、これら労働者の雇用に関する制度も明確ではなく、就業規則もないため労働条件を

めぐるトラブルも発生しています。

いうまでもなく就業規則は必要に応じてひとつの事業場でふたつ以上作成することはできるわけであるし、また、常用と臨時との間において、労働時間や賃金等について異なった取扱いをしている場合は当然その取扱基準を明らかにしておくことが望ましいことはいうまでもありません。

小規模の事業所の場合は、就業規則をいくつも作るよりは、ひとつにまとめてその中で異なる労働条件の取扱基準を明確にしておくことがよいでしょう。

VI 就業規則と意見書

法第90条は、就業規則の作成手続として労働者の団体的意見の聴取を義務づけていることは前述のとおりであります。この場合一企業一事業場の場合は労働者の意見を求めることはさして困難ではありませんが、①事業場が数カ所に分かれている場合。②労働組合があっても少数組合である場合。③常用と臨時、または事務と現場のごとくふたつ以上の就業規則を作る場合の意見は、①のケースは、それぞれの事業場ごとにその労働者の過半数を代表する者の意見を聴くこと。②のケースは労働組合とは関係なく全従業員過半数を代表する者の意見を聴くこと。③のケースは常用、臨時を合わせて過半数を代表する者の意見を聴けばよいわけです。

意見を聴くとは、諮問の意であり、労働者の団体的意見を求めるということでもありますから、「同意」や「協議」を要件とするものではありません。したがって、意見書に反対の意見が記述されていたとしてもその就業規則の記載事項や手続上の要件が具備されているかぎり行政官庁はこれを受理することになりますし、効力にも影響はありません。

社会保険労務士として使用者に対して、労働者の意見聴取についての指導を行なう場合は、労働者に対して十分時間をかけてその内容を説明させることであり、質疑に対しては十分納得のいくように懇切丁寧に説明を行なうことによって労働者の意見を十分陳述せしめるように留意すべきでありましょう。

意見が十分陳述されたということは、十分に陳述する機会と時間的余裕が与えられるということであり、必ずしも労働者の意見が採用されることを意味するものではないといふものの、採用し得るものは採用する配慮もまた必要であります。(以下次号へ)

支 部 員 ご 紹 介

名 称 小玉経営労務事務所

代表者 小玉岩男

創業の動機

過去にたずさわっていた仕事の延長であって社労士法が制定されたのを転機に、開業の決意もボンと手を一つ叩いて事を運んだ。同時に人並み以上に苦勞が始ったという次第です。

抱 負 あせらず地道な道義心の高揚に努め、常に自己の能力の研鑽を怠ることのないよう精進し、営利のため只そのみの事務所経営ではなく顧問先の求めるものへの反応と自らの指導できる確固たる能力を身につけ正々堂々と活躍できる、そのような事務所になりたいと念じています。

趣 味 謡曲、囲碁、ゴルフ

名 称 松林労務管理事務所

代表者 松林清雄

創 業 昭和39年4月1日

動 機 大学を卒業して民間会社に入社し、人事課に配属され、労働、社会保険にもとづく事務、労務全般の仕事で採用から退職までの人事労務の問題はデリケートで苦しみました。苦しんだものを職業にできないかと考え、いまはなき某協会の門を叩いたのがキッカケ。元協会の役員の方々に感謝を表します。

主 張 一人前の社労士として企業のお世話をするためにはそのための切符を、私達は心の中にもって社労士の旅のパスポートにしたいものです。

趣 味 茶道、茶道のよさ、ムリムダムラがないこと他人をあなどることなく、常に思いやりが先になつた。

名 称 目黒経営労務事務所

代表者 目黒 健

創 業 昭和34年3月

念 願 (1) 資本主義エゴイズム体制の底辺にあえぐ中小零細企業労働者と、事業主とのかけ橋としての、よき相談者でありたい。
(2) 生かじりの管理技法を、受け売りで押しつける、いわゆるコンサルタントでなく、先見と思考と実践とで問題に取り組む相談者を指向したい。

**事務所の
特徴** (1) 自らの責任で業務処理できる経営規模
(2) 代表者と職員とは、共通の目的の下に連帯するパートナーであるとの視点に立つ人間関係。

名 称 東京労働社会保険研究所

代表者 小野傳三

動 機 労働問題は、一步その処理を誤れば重大な結果を招く事は明である。その中で私の力が少しでも役に立てばと考えたのが始まり。

主 張 事業主に安心感を与えること。

事務処理を望む事業主には、事務処理で、

労働相談を望む事業主には、労働相談で、

特 徴 業務に応じ夫々の専門職を配置している。

(1) 労働保険事務担当社労士

(2) 社会保険事務担当社労士

(3) 労働問題担当社労士

趣 味 写真を撮って歩く事と、ゴルフをやる事。それが明日への英気を養ってくれる。

名 称 中央経営管理事務所（京橋交叉点近し）

氏 名 三木五郎（江戸っ子—淀橋生まれの芝育ち）

ホープ 大半の公害発生源が工場側にある以上、財界の圧力に屈せず一連の公害法令も労基法や鉱業法同様、企業に無過失賠償責任制を義務づけるべきだった。と同時に、社労士法第2条に公害の業務も取扱えるよう規定してほしい。こんご、マスコミを通じ環境庁へ働きかけていきたい。そして、法案作成に際し、国がわれわれ社労士の意見を十分に聴聞する機会を持つよう、会の役員方に切望したい。

趣 味 園芸（ただし、花の咲かない木専門）と登山。

事務所の特長 若い女性の身の上相談多し。ホント。

自己紹介 あと15センチ身長が高ければ、そして憤慨居士でなければ、私の人生は変っていたかもヨ。

名 称 佐藤労務管理事務所

代表者 佐藤侑子

創 業 昭和46年2月

動 機 私は松岡三郎先生の労働法を専攻して当時、労務管理の重要性を教えられ、将来の仕事としてすすめられたので、法制化を機会に自分の仕事としてスタート致しました。

ホープ 私は女性という立場に甘えているせいか、積極的な努力に欠けている事を痛感します。今後は支部の一員である事に誇りを持って一生懸命努力したいと思います。

特 長 まだまだ未熟です。こまめに動き責任の届く範囲で人に喜ばれる仕事をしたい。

趣 味 旅行。

◀社労士選出の一議員として▶

仙 石 晴 一

哲学と人生の著者三木清の一節に「現在は努力であり、未来は理想である。記録された過去は形骸に過ぎない。我々の意識の中にある現実の過去は現在の努力によって刻々変化しつつある……」学生時代読んだ内容の意味が解りかけて来た年齢を数え、昨春の統一地方選挙に皆様の御支援で幸い議席を得た今、皆様の利益代表者としての議員活動を過ごさせて頂いております。

さて1年余を過ぎた今、現実の私の政治の姿は「真実こそ闘う勇氣の源泉である」という認識に立ち、マキヤベリズムの要素や既成勢力の無能と怠慢に加えて日和見根性と無定見な営利営略のみに走るがごとき、自己本位の姿をこそ批判するべきものと考えます。この事は私のみならず現代の世論となっていることはすでに周知のことである。そこには民主

政治のルールとして「数」に依る議決の宿命がややもすれば住民不在の政策に陥入らんとする一考さるべき現実となっており、これをいかに打開すべきかという積極的な私の政治使命の重大さを感じざるをえないのであります。さて、ご存じの通り、東京都の生成発展以来特別区は都政として不可分の関係にある事を充分考慮しながら、且つ其の地域的な特殊性に意を用い、真に中小商工業者の立場を基礎にしてその利益を守る仕事としての、社労士業務の発展に寄与できる事は私の喜びとするところです。又責任の重大さをひしひしと感ずるものです。社労士会の発展を祈るとともに、私への御支援御指導をお願い申し上げます。おわりに若干の行政のデータを供し皆様の参考として頂ければ幸に存じ上げる次第です。

工場並びに商店数、従業員数

工 場 数 ・ 従 業 者 数				商店数・従業員数等		
区分 区名	工 場 名	従 業 者 数		商 店 数	常 用 数	年 売 上 高 (百万円)
		常 用 者	家族従業者			
千代田区 中 央 区 (全東京)	1,302	40,401	254	9,814	158,408	9,608,059
	1,666	28,831	636	14,141	248,425	10,748,817
	82,056	1,077,686	70,312	211,572	1,416,956	34,571,015

人 口 動 態 調 査

人口動態	出 生	死 亡	婚 姻	離 婚	国保被保険者数
千代田区 中 央 区 (全東京)	2,192	765	2,375	186	23,057
	1,355	677	1,295	150	32,458
	174,968	44,218	113,256	10,104	2,887,474

〃 サ ム ラ イ の 俸 給

われわれの仲間であった昔のサムライは、どの位の給与をとっていたか。徳川時代、日本の総人口は約3千万人、このうち「武家」と称せられた者は約2百万人と想像される。この武士の中で中級以上の者といわれる百石取りの者を例にとると……。

ご承知の通り百石取りとは米百石の収穫のある地領を持つ者。俵に換算すると250俵、重さにして実に25トンということになるが、これは平年作の常態で、天災でもあれば当然減収となる。現在の金に直して年間約150万円。月給にすると12万5千円で、中堅会社の課長クラスに相当する。

もっとも、この収入で家族のほか、家来や女中などを養っていたから生活は可成り苦しかったワケ。まして30俵2人扶持などといわれる下級武士は、現在の高卒女子の初任給なみであった。だが、高禄になると、1千石取りで年収1,500万円。3千石で4,500万円という高額所得者である。わが国でも有数の裕福な大名といわれた加賀百万石前田家の場合は、年収150億円という莫大な収入になる。しかし、出費の面もたいへんで、年間国元で18億円、江戸屋敷で25億円、その他合計50億円の必要経費を賄った。

以上、昭和元禄のサムライには所詮縁遠いお話。

一言登壇

社労士の誕生から一本立ちまで

信用と知識をモットーとする社労士の資格として不可欠のものは、仕事に対する誠意と経験であることは論を待ちません。私自身の事を披露に及び申し訳けがありませんが、今から約10年前、大寺信一先生のお導きを得て、東も西もわからぬ私を独立させていただいた御恩は忘れることができない社労士——当時は労務管理士の名称だったが——の資格は労務管理士の下地があったので直ちに頂戴できた。

顧みると会社勤め40年、その間10年一日と申しましようか総務部の仕事に追い廻されているうちに、安全管理者となり監督署と接触をもつようになった。それがキッカケで失保、労災、健保の仕事も手がけるようになった。従業員500人の事業所が自動車屋であるところから、交通事故の処理、保険会社、監督署との接渉も仕事の一つになっていた。

こうした種々の経験が私を社労士に登身させてくれたのである。

そこで私はこれから社労士を志す方々にご参考までに申し上げます。会社に在職中は仕事を覚えるだけではなく、自己の資質を向上させるべく資料、書物をひもとき自己の職務を完遂して周囲の信用を得るよう努力すべきである。

独立の時機が来れば誰が放って置くものか、その気があれば独立できる。社労士として独立するのに大切なことは信用と経験である。“経験なき思惟は空虚の如し”と先哲は私達に教えている。尤もな事と信ずる。拙ない文句で失礼乍ら一言御披露に及びます。(秋田)

海水浴

社労士業務は因果な商売である。開業以来6年間一度も夏休みを取った事がない。毎年来年こそは職員に業務を任せ、海水浴にでも行こうと思うのだがいざ7月も下旬になると基礎算定の準備に追われ、子供との約束を反古にしてしまう。年中行事のこの届が一段落し、ホッとする頃は子供の方は膨大な宿題を残し、ハードスケジュールの毎日である。

今年はこの一番多忙な8月上旬に、思い切って3日間(予定では5日間)休みを取り、一家で妻の実家へ遊びに出掛けた。退屈する子供をあやし乍ら、半日がかりで目的地に着いたが、やはり事務所の事が気掛かりである。

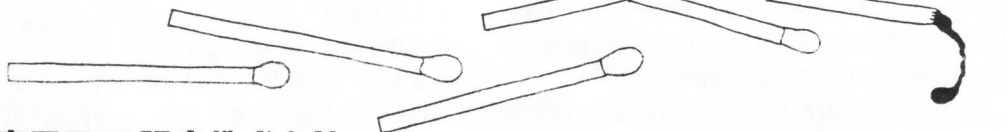
翌日から2、3日汚染されていない奥能登の海で仕事を忘れ、思う存分泳ぐ積りだったが、僅か1日泳いだけで、予定を繰り上げ、急遽夜行列車で帰京。早速事務所にしてみたが、心配する事は何もなく、皆んな張り切ってやっている。予定通りもう2日いればよかったと思ひ乍ら、焼け付くような街へあたふたと出掛けた。(長森)

あとがき

第4号を発行するについて、種切れや、原稿待ちのない様、万全の措置をとり乍ら進めましたが、仲々意の如くなりません。皆さんの会報ですので、皆さんで育てて下さい。どうか原稿依頼されたら期日まで、そして号を重ねるに従って、よかったと思うものに編集させて下さい。(47.9)

信頼を生む

東亜の広告マッチ



東亜マッチ販売株式会社

東京都千代田区飯田橋2-16-9

TEL (03)263-2281 大代表

発行所
(社) 東京都社会保険労務士会 中央支部
東京都中央区日本橋室町1-14
電話 (241) 1558

発行人 小山昇 編集人 山根松夫